

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 金淑賢

本論文「中韓国交正常化に関する研究」は、1992年8月に中国と韓国が国交を樹立するに至った過程を、現在入手可能な資料に基づきながら、詳細に記述・分析するとともに、その結果として起こった韓国と台湾との断交の過程をも記述・分析し、さらに中韓国交正常化が東アジアの国際政治に与えた影響についても考察を加えた業績である。冷戦下の朝鮮半島においては、長い間、ソ連と中国が北朝鮮と国交を持ち、アメリカと日本そして台湾（中華民国）が韓国と国交を持つという状態が継続していたが、1990年のソ連と韓国の国交正常化と1992年の中国と韓国の国交正常化で、その構図が変化することになった。とくに中韓国交正常化以後、朝鮮半島の国際情勢は、北朝鮮の核開発問題などに象徴されるように大きな変化をとげてきた。しかしながら、これまで、中韓国交正常化について本格的な実証研究は少なかった。本論文は、この重要な問題に関する研究上の欠落を埋める業績であり、そのことによって、現代東アジア国際政治の分析に新たな視点を投げかける業績である。

論文は、序にくわえて7つの章から構成されている。序では、なぜ1992年に中韓国交正常化が実現したのかという根本的問題を提起したうえで、これまでの先行研究を検討し、韓国の動向を中心にした本格的な実証研究がほとんど存在しないことを明らかにする。第1章は、「中韓関係の歴史的考察」で、1980年代にいたる両国関係の歴史を概観する。第2章は、「韓国の北方政策の台頭と展開」であり、盧泰愚政権になって本格的に開始された「北方政策」の概念とその政策遂行の過程を分析する。この中で、一つの大きな事例として、ソ連と韓国との国交正常化の過程が明らかにされる。第3章は、「中韓国交正常化交渉過程 I--貿易代表部開設から南北国連同時加盟まで--」で、盧泰愚政権がさまざまな非公式接触者を利用しつつ中国との関係を改善させ、南北の国連同時加盟を実現させていった過程が記述・分析される。第4章は、「中韓国交正常化交渉過程 II--予備会談から共同声明発表まで--」で、両国の間で行われた実際の国交正常化の交渉過程が記述・分析される。とくに中国が韓国に対して台湾が中国の一部であることの「承認」を迫ったのにたいし、韓国が中国に対し

て朝鮮戦争への参戦について遺憾の意の表明を迫ったことが明らかにされる。結局、国交正常化を実現した共同声明では、中国は朝鮮戦争参戦問題には触れないということになる一方、韓国は台湾が中国の一部であるとの中国の立場を「尊重する」という形になった。第5章は、「韓台断交」であり、中韓国交正常化の反面としての韓国と台湾関係を詳細に叙述している。韓国の台湾に対する事前通告が遅れたことや、台湾の財産の処分などを巡って断交の過程は極めて困難なものとなった。それ以後の悪化した状態も含めて、これまでほとんど分析されることのなかった韓台断交の過程を本章は明らかにしている。第6章は、「中韓国交正常化と東北アジアの変容」であり、中韓国交正常化後の東アジアの国際政治の動向を振り返り、地域の安定に果たした中韓国交の肯定的側面と否定的側面を考察している。第7章は、全体の結論として、これまでの章の内容を要約し、東アジア国際政治への影響についての解釈を提示している。

本論文は、以下の三つの点において高く評価できる。第1に、中国と韓国の国交正常化という、極めて重要であるにもかかわらずほとんど本格的な先行研究のない国際政治上のテーマについて、中国と韓国双方の当事者の回顧録を徹底的に読み込むことによって、本格的な実証的記述と分析を与えたことである。本研究によって、韓国側が中国側に一方的に譲歩していたわけではないことが明らかになった。中国への接近における非公式接触者の役割（とその限界）を示したことも、本論文が実証したことである。第2に、本論文は、中韓国交正常化に伴って起こった韓国と台湾の断交過程もまた詳細に記述・分析しており、この点もまた、いままでの研究にはほとんど見られなかったことであり評価できる。中国との国交正常化の過程で、韓国がどのように台湾に対したかは、これまで一般的には知られてきたが、本論文のように詳細に記述・分析した業績はなかった。これによって、なにゆえ韓台関係がその後10年強にわたって、停滞したかが明らかになった。第3に、本論文は、中韓国交正常化を取り囲むいくつもの出来事に対して、新しい分析の視点を提供している。これまで十分評価されてこなかった盧泰愚大統領の「北方政策」についての再評価もその一つである。また、中韓国交正常化が、その後の国際情勢の安定にあたえた肯定的側面とともに否定的側面に関する考察も、今後の東アジア国際政治研究に有益な視点をあたえるものである。

もちろん、本論文にも改善すべき点がないわけではない。実証面でいえば、本論文が依拠した資料の限界がある。これは現段階で公開されている資料に限

られているため、やむをえないのであるが、やはり限られた数の当事者の回顧に依拠しているため、依然として、これですべてが実証的に解明されたとは言えない面が残るのである。今後の研究に期待せざるをえない。また、さまざまな実証的事例を解釈するための概念枠組みが十分明示されているとはいえないという問題も指摘しうる。中韓国交正常化によって東アジア国際政治の何が変わったのかは、実証的課題であるとともに、東アジア国際政治をとらえるための概念枠組みの問題でもある。この面において、本論文は十分明示的な議論を展開しているとはいえない。しかしながら、本論文は、随所で中韓国正常化が東アジア国際政治全体に与えた影響について具体的に議論しているのであって、その意味で、冷戦後の東アジア国際政治に関心を持つ者にたいして貴重な視点を提供している。つまり、これらの改善を要する問題は、本論文の学術的価値を大きく引き下げるものではない。したがって、本審査委員会は、本論文を、博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。